

令和6年度事業報告書

第1 知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動事業（暴力団対策法第32条の3第2項第1号）

1 広報啓発資料、ホームページ等の活用による広報活動



- (1) 当センター機関紙「暴迫スクラム」（年2回発行）、「暴迫ダー！より」（令和6年11月号から名称変更し、隔月発行）を作成し、職域団体、賛助会員等へ送付したほか、全国センター発行の「暴力団情勢と対策」、「企業・行政対象暴力の現状と対策」等の資料を講習会等で配布し、暴排意識の高揚と被害防止対策等の浸透を図った。
- (2) 大相撲富山場所（春・夏・秋巡業）において、当センター、警察、日本相撲協会の共同による暴排啓発広報を行い、有名力士と共に広報用おしぼり等を来場者に配布するなどし、暴力団排除の呼びかけを行った。
- (3) 賛助会員之証である標板をリニューアルし、賛助会員に配付して暴排意識の高揚を図った。

【主な広報資料】

ア センター機関紙

- ・暴迫スクラム第79、80号 1,800部
(各900部)
- ・暴迫センターだより（職域・暴排団体[35団体]及び賛助会員等に送付）

イ 冊子

- ・暴力団情勢と対策 2,000部

ウ 暴力団追放リーフレット、ポスター

3,500部

（リーフレット2,000部、ポスター「関係を絶つ！」1,500部）

エ 暴力団追放ステッカー

1,000部

オ 暴力団追放カレンダー

100部

カ おしぼり「暴災（暴力団による災難）の備えを！！」

1,000個

キ 賛助会員標板（プレート）

600枚

2 各種の広報媒体を活用した広報の強化

当センターの活動内容をホームページに掲載するとともに、「あいの風とやま鉄道」、「地鉄バス」の携帯用時刻表への広告掲出や、富山県民大会の開催に伴う富山エフエム放送のスポット広報を行うなど、各種広報媒体を積極的に活用し、県民に暴力追放活動や暴力相談に関する呼びかけを行った。

【主な広報媒体】

ア ホームページによるネット広報

イ 列車・バス時刻表への広告掲出（あいの風とやま鉄道1万3,000部、地鉄バス10万部）

ウ ラジオのスポット広報（富山エフエム放送 朝夕10回放送）

3 視聴覚教材の積極的な活用

暴力団の手口や対応要領などについてドラマ化した視聴覚教材の整備に努め、各種講習会での視聴や希望企業への無料貸出し等、積極的な活用を図った。

4 暴力追放富山県民大会の開催

11月12日（火）、富山県民会館ホールにおいて、富山県の後援を得て、県警察との共催により、「第33回暴力追放富山県民大会」を開催し、賛助会員や地域及び職域暴力団排除組織関係者など約400人が参加した。

第1部 暴力追放功労団体及び功労者表彰、暴力追放大会宣言の採択

第2部 ① 小杉爆笑劇団による公演

「最近、流行りの特殊詐欺」気いつけられよ おじいちゃん」

② 県警音楽隊による演奏

5 暴力追放ポスター、標語の募集

令和6年度全国暴力追放運動公募ポスター富山県コンクールにおいて、富山県防犯協会と連携し、県内の小・中・高校に対して、暴力団追放をテーマとしたポスター・標語を募集し、優秀作品に選ばれた富山市立舟橋中学校2年女子生徒に表彰を行うなど、暴排意識の高揚を図った。

（「暴追スクラム（第80号）」の表紙に掲載。

第2 暴排活動への支援事業（暴力団対策法第32条の3第2項第2号）

1 各種暴排団体との連携の強化と支援

(1) 暴力団排除組織連絡会総会の開催

8月30日（金）、ANAクラウンプラザホテル富山において、「令和6年度富山県暴力団排除組織連絡会総会」を開催した。

同連絡会は、平成23年に、地域や職域における暴力団排除活動を推進する目的で、地域5団体（朝日町、入善町、魚津市等の地域暴排団体）、職域15団体（建設業協会、宅地建物取引業協会、自動車販売店協会等職域暴排団体）により設立されており、総会では、各団体の活動報告や情報交換が行われたほか、総会終了後に研修会を行い、活動の活性化を図った。

(2) 地域暴排団体との連携

10月31日（木）、新川文化ホールにおいて、「第32回地域安全・暴力追放魚津市民大会」が開催され、魚津市暴力追放運動推進協議会と連携し、ポスターや標語の優秀作品を表彰したほか、暴力追放に関する大会宣言を行うなどして、地域における暴排意識の高揚を図った。

(3) 職域暴排団体との連携

富山県暴力団排除組織連絡会の会員である、富山県企業防衛対策協議会や富山県公共料金等暴力対策協議会等、15の職域暴排団体と情報を共有するなど連携を図り、職域における暴力団排除活動を推進した。

(4) 暴力団排除組織への支援

魚津市暴力追放運動推進協議会に対して、魚津市民大会開催等の地域

暴力団排除活動への支援として、支援金 3 万円を助成した。

2 各種団体・企業に対する支援

各種団体・企業が行う暴排研修会等に講師を派遣し、冊子、リーフレット等、暴排に関する資料の提供や、視聴覚教材の貸出を行うなど、暴力団排除気運の醸成と連携強化を図った。

3 暴力追放推進委員の活動強化

4 月 5 日（金）、富山県警察本部において、地域における暴排活動推進リーダーとして、県内各警察署長から推薦があった暴力追放推進委員 29 人に対して委嘱状を交付した後、研修会を開催して活動の支援及び活性化を図った。

第 3 県民からの相談受理事業（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 3 号）

1 常設相談窓口の開設

センター職員である暴力追放相談委員 3 人の他、22 人（弁護士 15 人、保護司 1 人及び警察 O B 6 人）を暴力追放相談委員として委嘱し、相談受理体制を整えるとともに、センター内の常設相談窓口や、富山市役所での出張相談窓口を開設した。

2 不当要求防止責任者講習会場での相談窓口

魚津・富山・高岡・砺波の 4 会場で開催する不当要求責任者講習において、受講者からの相談に対応を行った。

3 事業所訪問相談等の実施

センターの暴力追放相談委員が賛助会員の事業所を訪問し、暴力団等に関する情報の提供、収集及び相談活動を積極的に行った。

4 富山県民暴研究会活動の推進

令和 7 年 1 月 24 日（金）、富山県民会館において、警察、弁護士会、暴追センターによる「富山県民暴研究会」を開催し、「組織犯罪の変化と反社会的勢力への対応」、「民暴委員会の活動」、「責任者講習のオンライン化」について意見交換を行うと共に、更なる三者連携の強化を図った。

5 暴力追放相談委員の活動の強化

相談委員として専門的見地から委嘱している弁護士、保護司、警察 O B との連携強化により、活動の活性化を図った。

第 4 少年に対する暴力団の影響を排除するための事業（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 4 号）

少年に対する暴力団の影響を排除するため、各地域・職域で開催される暴排研修会・相談活動等の機会を通じて啓発活動を推進した。

第 5 暴力団離脱者援助活動事業（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 5 号）

1 暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会

9 月 10 日（火）、富山電気ビルディングにおいて、「令和 6 年度富山県暴

力団離脱者社会復帰対策協議会総会」を開催し、関係機関・団体（富山県保護司会連合会、富山公共職業安定所、富山保護観察所、富山刑務所等 15 団体）が相互に情報交換を行うなど、社会復帰促進・更生支援活動における連携の強化を図った。

2 暴力団離脱者受入企業との連携

暴力団離脱者の社会復帰に対する理解を深めるため、あらゆる機会を通じて啓発活動を行うとともに、社会復帰アドバイザー等が離脱者受入企業への訪問活動を行い、連携の強化を図った。

3 雇用給付金の支給

暴力団離脱者を雇用した企業に対する交付金の支給に関しては、本年度は該当する事案はなかった。

第 6 暴力団事務所使用差止請求関係業務（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 6 号）

当センターは、国家公安委員会から適格団体の認定（平成 25 年 7 月 25 日付）を受けており、住民等からの「暴力団事務所使用差止請求」業務の委託を受け、一切の裁判上の行為を行う権限があるとともに必要な体制を整えている。

本年度は、使用差止請求の委託はなかったが、本業務に関する周知を図るため、各種講習会や広報資料による広報活動を推進した。

第 7 不当要求防止責任者講習委託事業（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 7 号）

1 企業対象暴力責任者講習

暴力団対策法に基づき、県公安委員会が行う不当要求防止責任者講習の業務委託を受け、令和 6 年度では、県内 4 地区（魚津・富山・高岡・砺波）の会場で年間 30 回実施し、県内企業管理者等 877 人が受講した。（前年度対比－72 人）

2 行政対象暴力講習

行政対象暴力講習については、県内 5 自治体において実施し、154 人が受講した。（魚津市、富山市、射水市、氷見市、上市町）

第 8 不当要求情報管理機関の業務に対する支援事業（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 8 号、第 11 号）

暴力団に関する新聞記事等の収集及び全国暴力追放運動推進センターへの情報提供等、警察本部と連携を取りながら不当要求情報管理機関への支援活動を推進した。

第 9 暴力団被害者に対する支援事業（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 9 号）

1 訴訟費用等の貸付

暴力団員による不当な行為の被害者に対する民事訴訟費用の無利子貸し付け等に関しては、本年度は該当する事案はなかった。

2 見舞金の支給

暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給に関しては、本年度は該当する事案はなかった。

第 10 その他

1 暴力団追放功労者等の表彰

(1) 全国表彰

11 月 21 日（木）、「全国暴力追放運動中央大会」において、個人の部で野崎謙造氏（暴力追放推進委員）が暴力追放荣誉銅章を受賞した。

(2) 管区表彰

6 月 24 日（月）、「中部ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会」において、団体の部で「富山県産業資源循環協会暴力団等対策会議」、個人の部で「山本尚宗氏（暴力追放相談委員）」がそれぞれ受賞した。

(3) 県表彰

11 月 12 日（火）、「令和 6 年度第 33 回暴力追放富山県民大会」において、暴力追放活動に功労があった 2 団体及び個人 2 名に対して表彰状を授与したほか、センター事業への積極的な支援等があった 5 団体及び個人 5 名に対して感謝状をそれぞれ贈呈した。

2 賛助会員の拡充活動

当センターの事業の安定かつ効果的な推進を図るため、講習会等の機会を通じて、賛助会員の加入促進を図り、令和 6 年度の新規加入は 10 企業であった。（令和 7 年 3 月末現在 464 法人）